別紙様式第２号（第３条関係）

（表）

誓 約 書

　東京都補助犬給付のうえは、裏面の各注意事項を遵守し、万一これに違反した場合は、

補助犬を返還あるいは賠償することに異議ありません。ここに保証人と連署をもって誓

約いたします。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　申請者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　保証人　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

東　京　都　福　祉　局　長　殿

（裏）

第１　給付条件

利用者は、次の各号について、遵守しなければならない。

１　補助犬の胴体に補助犬である旨の表示をすること。

２　補助犬の保健衛生管理に関し、獣医師の行う指導を受けるほか、「身体障害者補助犬の衛生確保ガイドライン」に基づく自己管理を行い、その結果を「身体障害者補助犬健康管理手帳」に記録すること。

３　「身体障害者補助犬健康管理手帳」を携帯し、利用施設管理者等の請求に応じこれを提示すること。

４　補助犬の体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせ、また、補助犬の排泄物を放置せず適切に処理し、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めること。

５　補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようその行動を十分管理すること。

６　補助犬を殺傷、虐待又は放置することなく愛情をもって接すること。

７　補助犬を売却、譲渡又は担保にしないこと。

８　補助犬を第三者に貸し付けないこと。

９　正当な理由なく、補助犬を利用して他人の行動を妨害し、又は脅迫等を加えないこと。

１０　その他関係法令等に反する行為をしないこと。

第２　賠償責任

都は、第１に定める給付条件に利用者が違反したと認めたときは、本人から当該給付に要した費用の全部又は一部を賠償させることができる。

第３　返還

　　福祉局長は、利用者が第１に定める給付条件に違反し改める見込みがないとき又は東京都身体障害者補助犬給付要綱第１６条第２号から第４号までに定めるいずれかの事由に該当するに至ったとき（補助犬の死亡を除く。）は、補助犬給付取消通知書（別紙様式第12号）を交付し、補助犬を返還させるものとする。